

半期報告書

(第16期中) 自 令和2年4月1日
至 令和2年9月30日

阪神高速道路株式会社

大阪市北区中之島三丁目2番4号

(E04372)

目 次

頁

表紙

第一部	【企業情報】	1
第1	【企業の概況】	1
1	【主要な経営指標等の推移】	1
2	【事業の内容】	2
3	【関係会社の状況】	2
4	【従業員の状況】	3
第2	【事業の状況】	4
1	【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	4
2	【事業等のリスク】	4
3	【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
4	【経営上の重要な契約等】	8
5	【研究開発活動】	8
第3	【設備の状況】	9
1	【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	9
2	【道路資産】	9
第4	【提出会社の状況】	10
1	【株式等の状況】	10
2	【役員の状況】	11
第5	【経理の状況】	12
1	【中間連結財務諸表等】	13
(1)	【中間連結財務諸表】	13
(2)	【その他】	39
2	【中間財務諸表等】	40
(1)	【中間財務諸表】	40
(2)	【その他】	49
第6	【提出会社の参考情報】	50
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	51
第1	【保証会社情報】	51
第2	【保証会社以外の会社の情報】	51
1	【当該会社の情報の開示を必要とする理由】	51
2	【継続開示会社たる当該会社に関する事項】	52
3	【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】	53
第3	【指数等の情報】	54
	[中間監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	令和２年12月22日
【中間会計期間】	第16期中（自 令和２年４月１日 至 令和２年９月30日）
【会社名】	阪神高速道路株式会社
【英訳名】	Hanshin Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 光市
【本店の所在の場所】	大阪市北区中之島三丁目２番４号
【電話番号】	06－6203－8888（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 岡島 久幸
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区中之島三丁目２番４号
【電話番号】	06－6203－8888（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 岡島 久幸
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第14期中	第15期中	第16期中	第14期	第15期
会計期間	自平成30年 4月1日 至平成30年 9月30日	自平成31年 4月1日 至令和元年 9月30日	自令和2年 4月1日 至令和2年 9月30日	自平成30年 4月1日 至平成31年 3月31日	自平成31年 4月1日 至令和2年 3月31日
営業収益 (百万円)	110,438	108,643	92,292	230,647	370,242
経常利益 (百万円)	891	511	1,805	668	2,119
親会社株主に帰属する中間 (当期)純利益 (百万円)	4,012	151	921	3,535	1,336
中間包括利益又は包括利益 (百万円)	4,331	371	1,176	4,313	969
純資産額 (百万円)	52,663	53,016	54,790	52,644	53,614
総資産額 (百万円)	217,236	266,048	164,730	294,816	227,925
1株当たり純資産額 (円)	2,633.16	2,650.81	2,739.54	2,632.25	2,680.73
1株当たり中間(当期)純 利益 (円)	200.63	7.58	46.07	176.77	66.84
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	24.2	19.9	33.3	17.9	23.5
営業活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	△9,392	5,651	△13,461	△24,517	137,801
投資活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	△1,214	△3,186	△2,832	△2,047	△11,666
財務活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	△10,271	△19,878	△35,021	50,949	△96,538
現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高 (百万円)	13,040	40,891	36,586	58,304	87,901
従業員数 (人)	2,429	2,465	2,515	2,422	2,463
[外、平均臨時雇用人員]	[1,676]	[1,576]	[1,592]	[1,665]	[1,589]

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は[]内に中間連結会計期間(年間)平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第14期中	第15期中	第16期中	第14期	第15期
会計期間	自平成30年 4月1日 至平成30年 9月30日	自平成31年 4月1日 至令和元年 9月30日	自令和2年 4月1日 至令和2年 9月30日	自平成30年 4月1日 至平成31年 3月31日	自平成31年 4月1日 至令和2年 3月31日
営業収益 (百万円)	108,637	107,034	90,682	226,633	366,337
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	774	567	1,744	△1,360	411
中間(当期)純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	578	439	1,030	△1,450	293
資本金 (百万円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 (千株)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
純資産額 (百万円)	42,167	40,578	41,462	40,138	40,432
総資産額 (百万円)	201,831	250,481	148,641	280,210	212,207
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	20.9	16.2	27.9	14.3	19.1
従業員数 (人)	680	683	690	680	682
[外、平均臨時雇用人員]	[193]	[192]	[167]	[194]	[192]

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は[]内に中間会計期間(年間)平均人員を外数で記載しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

令和2年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	2,226
受託事業	[1,337]
その他	87 [190]
全社（共通）	202 [65]
計	2,515 [1,592]

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2. 高速道路事業及び受託事業については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。
3. 全社（共通）には、特定のセグメントに区分できない経営企画、総務、人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

令和2年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	477
受託事業	[99]
その他	11 [3]
全社（共通）	202 [65]
計	690 [167]

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2. 高速道路事業及び受託事業については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。
3. 全社（共通）には、特定のセグメントに区分できない経営企画、総務、人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等並びに当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について、重要な変更はありません。また、新たに定めた経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等若しくは新たに生じた優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題也没有ありません。

2【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当社グループの事業等のリスクについて、新たな発生はありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当中間連結会計期間における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大と、これに伴う緊急事態宣言が発出されて以降、景気は急速に悪化しました。依然として感染再拡大の懸念が拭えず、厳しい状況にあるものの、緊急事態宣言解除後は、政府の経済対策の効果もあり、一部に持ち直しの動きがみられました。関西経済についても同様に、先行き不透明な厳しい状況ではあるものの、足元では輸出や個人消費等に持ち直しの動きがみられました。

このような経営環境の中、当社グループは「先進の道路サービスへ」というグループ理念のもと、「阪神高速グループビジョン2030」を実現するための具体的な計画として、令和2年4月に新たに「中期経営計画（2020～2022）」を策定いたしました。令和2年度は、本計画の確実な達成に向けた初年度として、「お客さま満足アッププラン2020」の策定・実施や、新たな働き方に繋がる生産性や業務品質の向上を目指した、デジタル技術の利活用に向けた推進体制の強化など、安全・安心・快適の追求を通じてお客さまの満足を実現し、関西のくらしや経済の発展に引き続き貢献すべく事業の着実な展開に努めてまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症への対応として、感染予防対策ガイドラインを策定し、料金所やパーキングエリアにおける感染防止対策をはじめとして、当社グループ全体の感染拡大防止策の徹底を図るとともに、在宅勤務やスプリットチーム制等の事業継続を可能とする体制のもと、関西都市圏の重要な社会基盤として阪神高速道路が担う役割を果たすべく取り組んでまいりました。

この結果、当中間連結会計期間の営業収益は92,292百万円（前年同期比15.1%減）、営業利益は1,548百万円（同394.6%増）、経常利益は1,805百万円（同252.9%増）、親会社株主に帰属する中間純利益は921百万円（同508.0%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

（高速道路事業）

高速道路事業につきましては、ネットワーク整備を推進するとともに、営業延長258.1kmにわたる阪神高速道路の適正かつ効率的な管理に努めてまいりました。

高速道路の管理に関しましては、お客さまに最高の安全と安心を提供するため、構造物の長寿命化に向けた大規模更新・修繕事業を進めてまいりました。

また、「お客さま満足アッププラン2020」の取り組みでは、11号池田線（福島付近）の渋滞対策として速度回復誘導灯を設置したほか、自転車や歩行者等の誤進入対策として入口に誤進入禁止看板を設置するなど、お客さまの安全・安心の向上に継続的に努めてまいりました。このほか、関西地域の経済活性化に貢献するため、国が実施する「GoToトラベル事業」に参画し、旅行会社とタイアップした「阪神高速周遊パス（2日間）」の販売を開始しました。

高速道路通行台数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一日当たり61.1万台（前年同期比15.2%減）となり、料金収入は77,000百万円（同15.1%減）となりました。

高速道路の新設に関しましては、ミッシングリンクの解消に向け、淀川左岸線（海老江JCT～豊崎）、淀川左岸線延伸部及び大阪湾岸道路西伸部（六甲アイランド北～駒栄）の整備促進に努めました。

この結果、高速道路事業の営業収益は86,346百万円（同17.1%減）、営業費用は85,057百万円（同18.3%減）となり、営業利益は1,288百万円（前年同期は5百万円）となりました。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による料金収入の減少に伴い、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）に支払う道路資産賃借料は、変動貸付料制により13,112百万円減額されました。

（受託事業）

受託事業につきましては、大阪市道高速道路淀川左岸線の工事受託等により、営業収益は3,901百万円（前年同期比60.8%増）、営業費用は3,931百万円（同60.9%増）となり、営業損失は30百万円（前年同期は営業損失17百万円）となりました。

（その他）

その他の事業につきましては、休憩所等事業、駐車場事業、道路マネジメント事業等を展開しました。

休憩所等事業に関しましては、2箇所（中島、泉大津）のパーキングエリアでコンビニエンスストアを阪神高速では初めてオープンしました。

この結果、その他の事業の営業収益は2,148百万円（前年同期比1.9%減）、営業費用は1,857百万円（同0.4%減）となり、営業利益は290百万円（同10.6%減）となりました。

② キャッシュ・フローの状況

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前中間純利益1,773百万円に加えて減価償却費3,593百万円、売上債権の減少額21,455百万円などを計上したものの、仕掛道路資産等のたな卸資産の増加額5,479百万円、仕入債務の減少額30,314百万円などがあったことにより、13,461百万円の資金流出（前年同期は5,651百万円の資金流入）となりました。

なお、上記たな卸資産の増加額は、その大部分が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであります。かかる資産は、中間連結貸借対照表上は「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、主として料金収受機械及びE T C装置への設備投資等に伴う固定資産の取得による支出2,834百万円などがあったことにより、2,832百万円の資金流出（前年同期比353百万円の減少）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入れによる収入5,230百万円があったものの、道路建設関係社債償還による支出40,000百万円などがあったことにより、35,021百万円の資金流出（前年同期比15,143百万円の増加）となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の中間期末残高は、36,586百万円（前年同期比4,304百万円の減少）となりました。

③ 生産、受注及び販売の実績

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

このため、生産、受注及び販売の実績については、前記「① 財政状態及び経営成績の状況」において各セグメントの経営成績に関連付けて記載しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、当中間連結会計期間末現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

① 当中間連結会計期間の財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(ア) 当中間連結会計期間の財政状態及び経営成績

a 営業収益

当中間連結会計期間における営業収益は、合計で前年同期比15.1%減の92,292百万円となりました。これをセグメント別にみると、高速道路事業については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、料金収入は77,000百万円、道路資産の完成、引渡しによる道路資産完成高9,092百万円等を合わせて高速道路事業営業収益は86,346百万円となり、受託事業については、大阪市道高速道路淀川左岸線の工事受託等により3,901百万円、その他の事業については2,148百万円となりました。

b 営業費用及び営業利益

当中間連結会計期間における営業費用は、合計で前年同期比16.2%減の90,743百万円となりました。

セグメント別にみると、高速道路事業については、協定に基づく機構への賃借料（注）の支払い56,413百万円、道路資産完成原価9,092百万円、業務委託費、維持補修費を中心とした管理費用19,551百万円による高速道路事業営業費用85,057百万円、受託事業における受託事業営業費用3,931百万円、その他の事業の営業費用1,857百万円であります。

これらの営業費用を差し引いた結果、当中間連結会計期間における営業利益は、前年同期比394.6%増の1,548百万円となりました。セグメント別では、高速道路事業の営業利益は1,288百万円、受託事業の営業損失は30百万円、その他事業の営業利益は290百万円となりました。

（注）「協定に基づく機構への貸付料」は、変動貸付料制に基づく額を計上しており、実績収入が上期計画収入の1%に相当する金額を減じた金額を下回ったことに伴い13,112百万円減額されました。

c 営業外損益及び経常利益

当中間連結会計期間の営業外収益は、工事負担金等受入額183百万円等により278百万円となりました。

また、当中間連結会計期間の営業外費用は、持分法による投資損失15百万円等により21百万円となりました。

これらの営業外損益を計上した結果、当中間連結会計期間における経常利益は、前年同期比252.9%増の1,805百万円となりました。

d 特別損益及び税金等調整前中間純利益

当中間連結会計期間の特別利益は、固定資産売却益の計上により0百万円、特別損失は減損損失28百万円等の計上により32百万円となりました。

これらの特別損益を計上した結果、当中間連結会計期間における税金等調整前中間純利益は、前年同期比346.3%増の1,773百万円となりました。

e 親会社株主に帰属する中間純利益

当中間連結会計期間の親会社株主に帰属する中間純利益は、法人税等852百万円を計上した結果、前年同期比508.0%増の921百万円となりました。

f 財政状態

当中間連結会計期間末における資産は、合計で前連結会計年度末比27.7%減の164,730百万円となりました。

当中間連結会計期間末における負債は、合計で前連結会計年度末比36.9%減の109,939百万円となりました。

これは主に資産は現金及び預金等が減少したことによるものであり、負債は道路建設関係社債が減少したことによるものであります。

当中間連結会計期間末における純資産は、合計で前年同期比2.2%増の54,790百万円となりました。これは主に親会社株主に帰属する中間純利益の計上により利益剰余金が増加したことによるものであります。

(イ) 経営成績に重要な影響を与える要因

a 高速道路事業の特性について

高速道路事業においては、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）の規定により、機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けた上で道路利用者より料金を収受し、かかる料金収入を機構への賃借料及びその他の道路事業にかかる管理費用の支払いに充てております。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社が収受する料金には当社の利潤を含まないことが前提とされております。なお、事業年度によっては、料金収入、管理費用等の当初計画と実績との乖離により、利益又は損失が計上される場合があります、かかる利益は、高速道路事業における将来の経済情勢の変動や自然災害等のリスクに備え、積み立てることとしております。

また、高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから、管理費については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。

b 機構による債務引受け等について

当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところでありますが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。（注）

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定することや、債務引受けは併存的債務引受けの方法によること等について確認しております。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の中間連結財務諸表及び中間財務諸表に計上されないこととなり、債務返済の履行については機構が主に行うこととなりますが、当該債務については、当社と機構とが連帯してその弁済の責を負うものとされております。

また、阪神高速道路公団（以下「阪神公団」といいます。）の民営化に伴い当社及び機構が承継した阪神公団の債務の一部について、当社と機構との間に、連帯債務関係が生じております（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第16条）。

（注）高速道路事業の利益剰余金を活用した、安全対策やサービス高度化に資する事業に要する費用については、機構による債務引受けの対象外としております。なお、当該事業により形成された道路資産は、機構に帰属するものとして取り扱われます。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

(ア) キャッシュ・フローの状況及び資金需要の主な内容

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「(1) 経営成績等の状況の概要 ② キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、道路料金の徴収等の営業活動のほか、機構からの無利子借入れ及び金融機関からの長期借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なもの、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

(イ) 資金調達について

特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産に係る投資については、道路建設関係社債（普通社債）の発行及び機構からの無利子借入れ並びに金融機関からの長期借入れを通じて実施しております。社債の発行及び長期借入れに係る資金調達については、安定的な調達かつ調達コストの縮減を目指し、調達バランスの最適化を図っております。

なお、機構への賃借料の支払いには高速道路料金収入を充当しており、事業用設備に係る投資については自己資金及びその他の長期借入金にて実施しております。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容」中の重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を除き、重要な変更はありません。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響につきましては、「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表」の「追加情報」及び「第5 経理の状況 2 中間財務諸表等 (1) 中間財務諸表」の「追加情報」に記載しております。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

5 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業に係る技術に関する研究であり、都市内の高速道路に求められる維持管理が容易な都市高速道路の建設技術の研究開発、長期の供用を実現するための健全性評価、長寿命化並びに修繕・更新技術の研究開発、走行安全性及び快適性の向上のための新技術の開発、並びに南海トラフ地震などの巨大地震に対する減災対策に取り組んでおります。

当中間連結会計期間の研究開発費の総額は、229百万円であります。

第3【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の中間連結財務諸表及び中間財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が阪神公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。）。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 主要な設備の状況

① 提出会社

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

② 国内子会社

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

2【道路資産】

(1) 主要な道路資産の状況

当社は、当中間連結会計期間において、一般国道1号（淀川左岸線延伸部）等の新設及び大阪府道高速大阪池田線等の舗装等の修繕等を通じ総額16,070百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当中間連結会計期間において機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産は、総額9,092百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期（注１）	道路資産価額（百万円） （注２）
大阪府道高速大阪池田線等 に関する協定	修繕	令和２年６月	2, 109
		令和２年９月	3, 503
	特定更新等工事	令和２年６月	286
		令和２年９月	3, 136
	災害復旧事業	令和２年６月	27
		令和２年９月	28
合計			9, 092

（注）1. 仕掛道路資産が機構に帰属し、借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

一方、当連結会計年度の年間賃借料は、139,051百万円となっております。また、年間賃借料は、協定の規定により、各連結会計年度の料金収入の金額に応じて変動する場合があります。なお、年間賃借料には消費税等は含まれておりません。

(2) 道路資産の建設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した道路資産にかかる重要な建設計画について、重要な変更はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行 数（株） （令和2年9月30日）	提出日現在発行数（株） （令和2年12月22日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	20,000,000	20,000,000	非上場	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	20,000,000	20,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 （株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増 減額（百万円）	資本準備金残 高（百万円）
令和2年4月1日～ 令和2年9月30日	—	20,000,000	—	10,000	—	10,000

(5) 【大株主の状況】

令和2年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
財務大臣	東京都千代田区霞が関3丁目1番1号	9,999,996	50.0
大阪府	大阪市中央区大手前2丁目	2,876,722	14.4
大阪市	大阪市北区中之島1丁目3番20号	2,876,722	14.4
兵庫県	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	1,827,287	9.1
神戸市	神戸市中央区加納町6丁目5番1号	1,827,287	9.1
京都府	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	295,993	1.5
京都市	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	295,993	1.5
計	—	20,000,000	100.0

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和2年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 19,999,500	199,995	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
単元未満株式	普通株式 500	—	1単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	20,000,000	—	—
総株主の議決権	—	199,995	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員及び執行役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に準拠し、「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）に準じて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）により作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	43,011	11,716
高速道路事業営業未収入金	49,926	31,366
未収入金	5,499	2,758
未収還付法人税等	104	19
未収消費税等	—	※3 4,750
有価証券	45,000	25,000
仕掛道路資産	25,723	31,165
その他のたな卸資産	405	442
受託業務前払金	3,074	2,634
その他	1,029	2,349
貸倒引当金	△9	△6
流動資産合計	173,765	112,195
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	29,812	29,892
減価償却累計額	△13,957	△14,247
建物及び構築物（純額）	15,854	15,645
機械装置及び運搬具	55,057	55,641
減価償却累計額	△38,390	△39,436
機械装置及び運搬具（純額）	16,667	16,205
土地	6,097	6,097
リース資産	6,107	6,326
減価償却累計額	△2,039	△2,383
リース資産（純額）	4,068	3,943
建設仮勘定	3,431	3,515
その他	2,945	2,894
減価償却累計額	△1,949	△1,976
その他（純額）	995	917
有形固定資産合計	47,115	46,325
無形固定資産		
ソフトウェア	2,569	2,222
リース資産	3	2
その他	12	12
無形固定資産合計	2,585	2,238
投資その他の資産		
投資有価証券	409	393
繰延税金資産	2,329	1,898
その他	1,740	1,700
貸倒引当金	△20	△21
投資その他の資産合計	4,458	3,970
固定資産合計	54,159	52,534
資産合計	※1 227,925	※1 164,730

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	47,095	16,604
短期借入金	—	81
未払金	4,045	3,491
リース債務	647	674
未払法人税等	610	531
未払消費税等	11,879	※3 11,605
受託業務前受金	717	2,491
前受金	77	270
賞与引当金	1,729	1,989
その他	2,341	2,352
流動負債合計	69,144	40,093
固定負債		
道路建設関係社債	※1 65,000	※1 25,000
道路建設関係長期借入金	15,000	20,230
リース債務	3,271	3,145
繰延税金負債	—	57
役員退職慰労引当金	214	173
ETCマイレージサービス引当金	5	4
退職給付に係る負債	19,798	19,365
その他	1,876	1,868
固定負債合計	105,166	69,845
負債合計	174,310	109,939
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	10,580	10,580
利益剰余金	35,716	36,637
株主資本合計	56,297	57,218
その他の包括利益累計額		
退職給付に係る調整累計額	△2,682	△2,427
その他の包括利益累計額合計	△2,682	△2,427
純資産合計	53,614	54,790
負債・純資産合計	227,925	164,730

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
営業収益	108,643	92,292
営業費用		
道路資産賃借料	70,455	56,413
高速道路等事業管理費及び売上原価	34,822	31,384
販売費及び一般管理費	※1 3,052	※1 2,946
営業費用合計	108,330	90,743
営業利益	313	1,548
営業外収益		
受取利息	2	1
土地物件貸付料	16	15
原因者負担収入	7	6
持分法による投資利益	10	—
工事負担金等受入額	85	183
その他	80	70
営業外収益合計	202	278
営業外費用		
寄付金	1	3
持分法による投資損失	—	15
その他	2	1
営業外費用合計	3	21
経常利益	511	1,805
特別利益		
固定資産売却益	※2 1	※2 0
特別利益合計	1	0
特別損失		
固定資産売却損	—	※3 0
固定資産除却費	※4 22	※4 3
事務所移転費用	0	—
減損損失	※5 92	※5 28
特別損失合計	115	32
税金等調整前中間純利益	397	1,773
法人税、住民税及び事業税	180	363
法人税等調整額	65	488
法人税等合計	245	852
中間純利益	151	921
親会社株主に帰属する中間純利益	151	921

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
中間純利益	151	921
その他の包括利益		
退職給付に係る調整額	219	254
その他の包括利益合計	219	254
中間包括利益	371	1,176
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	371	1,176
非支配株主に係る中間包括利益	—	—

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	10,000	10,580	34,379	54,960	△2,315	△2,315	52,644
当中間期変動額							
親会社株主に帰属する 中間純利益			151	151			151
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 （純額）					219	219	219
当中間期変動額合計	—	—	151	151	219	219	371
当中間期末残高	10,000	10,580	34,531	55,111	△2,095	△2,095	53,016

当中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	10,000	10,580	35,716	56,297	△2,682	△2,682	53,614
当中間期変動額							
親会社株主に帰属する 中間純利益			921	921			921
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 （純額）					254	254	254
当中間期変動額合計	—	—	921	921	254	254	1,176
当中間期末残高	10,000	10,580	36,637	57,218	△2,427	△2,427	54,790

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	397	1,773
減価償却費	3,407	3,593
減損損失	92	28
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△0	△1
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△18	△41
賞与引当金の増減額 (△は減少)	236	259
ETCマイレージサービス引当金の増減額 (△は減少)	△4	△1
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△157	△177
受取利息	△2	△1
固定資産売却損益 (△は益)	△1	0
固定資産除却費	22	3
持分法による投資損益 (△は益)	△10	15
売上債権の増減額 (△は増加)	14,409	21,455
たな卸資産の増減額 (△は増加)	※2 △9,851	※2 △5,479
仕入債務の増減額 (△は減少)	△7,301	△30,314
未払又は未収消費税等の増減額	2,261	△5,023
その他	2,499	836
小計	5,978	△13,074
利息及び配当金の受取額	3	2
利息の支払額	△21	△23
法人税等の還付額	100	104
法人税等の支払額	△409	△470
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,651	△13,461
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△3,596	△2,834
固定資産の売却による収入	354	1
固定資産の除却による支出	△14	△0
定期預金の払戻による収入	70	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,186	△2,832
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	1,443	81
長期借入れによる収入	5,000	5,230
長期借入金の返済による支出	※2 △6,000	—
道路建設関係社債償還による支出	※2 △20,000	※2 △40,000
リース債務の返済による支出	△321	△333
財務活動によるキャッシュ・フロー	△19,878	△35,021
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△17,413	△51,315
現金及び現金同等物の期首残高	58,304	87,901
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 40,891	※1 36,586

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 13社

連結子会社の名称 阪神高速サービス㈱
阪神高速技術㈱
阪神高速パトロール㈱
阪神高速トール大阪㈱
阪神高速トール神戸㈱
阪神高速技研㈱
内外構造㈱
阪高プロジェクトサポート㈱
㈱阪神 e テック
㈱情報技術
㈱テクノ 阪神
㈱ハイウェイ管制
阪神施設調査㈱

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称 阪申土木技術諮詢(上海)有限公司
(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数 1社

関連会社の名称 阪神施設工業㈱

(2) 持分法を適用していない非連結子会社(阪申土木技術諮詢(上海)有限公司)は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的債券

償却原価法を採用しております。

その他有価証券

(時価のないもの)

移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産

評価基準は主として原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

仕掛道路資産

個別法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

その他のたな卸資産

主として個別法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定額法、連結子会社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	5～60年
機械装置及び運搬具	5～17年
その他	5～10年

また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間連結会計期間の負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

④ ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

また、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高

工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(中間連結損益計算書)

前中間連結会計期間において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取保険金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当中間連結会計期間においては「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、「営業外収益」の「受取保険金」に表示していた41百万円は、「営業外収益」の「その他」として組み替えております。

(追加情報)

当中間連結会計期間の繰延税金資産の回収可能性の判断等の会計上の見積りににおいては、中間連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、当連結会計年度末にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響による営業収益の減少が継続するとの一定の仮定をおいたうえで慎重に検討しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、以下の社債について、当社の総財産を担保に供しております。

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
道路建設関係社債	65,000百万円 (額面65,000百万円)	25,000百万円 (額面25,000百万円)

なお、上記に加えて、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債155,000百万円 (額面) (前連結会計年度115,000百万円 (額面)) について、当社の総財産を担保に供しております。

2 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券 (国が保有している債券を除く。) に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	15,000百万円	15,000百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	121,000百万円	161,000百万円

なお、上記引渡しにより、以下の債務が減少しております。

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
道路建設関係社債	115,000百万円	40,000百万円
道路建設関係長期借入金	65,872	—

※3 消費税等の取扱い

連結子会社の仮払消費税等及び仮受消費税等は、連結子会社毎に相殺のうえ、未収消費税等又は未払消費税等として表示しております。

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
役員報酬	306百万円	315百万円
役員退職慰労引当金繰入額	24	24
給料手当	862	856
賞与引当金繰入額	249	252
退職給付費用	102	104
法定福利費	242	244
減価償却費	150	144
地代家賃	168	162
租税公課	284	300
諸手数料	100	100
E T Cマイレージサービス引当金繰入額	△0	△0

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
機械装置及び運搬具	1百万円	0百万円
計	1	0

※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
土地	－百万円	0百万円
計	－	0

※4 固定資産除却費の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
建物及び構築物	15百万円	0百万円
機械装置及び運搬具	6	0
その他(工具、器具及び備品)	0	0
その他(リース資産)	－	0
ソフトウェア	－	1
計	22	3

※5 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。
前中間連結会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

用途	種類	場所	計上額（百万円）
休憩所施設	建物及び構築物	大阪府泉大津市	91
農産物・海産物直売所	建物及び構築物	神戸市須磨区	1
	その他（工具、器具及び備品）		0
（合計）			92

（資産のグルーピング）

資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。

- ① 高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。
- ② ①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。
- ③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。

休憩所施設

（減損損失を認識するに至った経緯）

休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（回収可能価額の算定方法）

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。

農産物・海産物直売所

（減損損失を認識するに至った経緯）

農産物・海産物直売所は、収益性の低下により投資額の回収が困難と見込まれるため、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（回収可能価額の算定方法）

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。

当中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

用途	種類	場所	計上額（百万円）
休憩所施設	建物及び構築物	大阪府泉大津市	1
農産物・海産物直売所	建物及び構築物	神戸市須磨区	24
	その他（工具、器具及び備品）		2
（合計）			28

（資産のグルーピング）

資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。

- ① 高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。
- ② ①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。
- ③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。

休憩所施設

（減損損失を認識するに至った経緯）

休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（回収可能価額の算定方法）

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。

農産物・海産物直売所

（減損損失を認識するに至った経緯）

農産物・海産物直売所は、収益性の低下により投資額の回収が困難と見込まれるため、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（回収可能価額の算定方法）

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
現金及び預金勘定	25,511百万円	11,716百万円
取得日から3ヶ月以内に償還される 短期投資(有価証券勘定)	15,500	25,000
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△120	△130
現金及び現金同等物	40,891	36,586

※2

前中間連結会計期間(自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)

財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出のうち△6,000百万円は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額であります。また、道路建設関係社債償還による支出△20,000百万円は、同規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額であります。

以上の債務引受に伴い、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額△9,851百万円には、道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額13,145百万円が含まれております。

当中間連結会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

財務活動によるキャッシュ・フロー、道路建設関係社債償還による支出△40,000百万円は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額であります。

当該債務引受に伴い、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額△5,479百万円には、道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額9,092百万円が含まれております。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

ネットワーク機器であります。

②リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

高速道路事業における維持管理用車両、その他の事業における駐車場設備（構築物）等及び事務用機器であります。

②リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 道路資産の未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
1年内	139,051	140,242
1年超	6,488,785	6,418,069
合計	6,627,837	6,558,311

- (注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入-加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額-実績料金収入）が減算されることとなっております。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
1年内	75	78
1年超	330	305
合計	405	384

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注)2.参照）。

前連結会計年度（令和2年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	43,011	43,011	—
(2) 高速道路事業営業未収入金	49,926	49,926	—
(3) 未収入金	5,499	5,499	—
(4) 未収還付法人税等	104	104	—
(5) 有価証券及び投資有価証券	45,100	45,091	△8
資産計	143,642	143,633	△8
(1) 高速道路事業営業未払金	47,095	47,095	—
(2) 未払金	4,045	4,045	—
(3) 未払法人税等	610	610	—
(4) 未払消費税等	11,879	11,879	—
(5) 道路建設関係社債	65,000	64,964	△36
(6) 道路建設関係長期借入金	15,000	15,000	—
負債計	143,631	143,595	△36

当中間連結会計期間（令和2年9月30日）

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	11,716	11,716	—
(2) 高速道路事業営業未収入金	31,366	31,366	—
(3) 未収入金	2,758	2,758	—
(4) 未収還付法人税等	19	19	—
(5) 未収消費税等	4,750	4,750	—
(6) 有価証券及び投資有価証券	25,100	25,099	△0
資産計	75,710	75,709	△0
(1) 高速道路事業営業未払金	16,604	16,604	—
(2) 短期借入金	81	81	—
(3) 未払金	3,491	3,491	—
(4) 未払法人税等	531	531	—
(5) 未払消費税等	11,605	11,605	—
(6) 道路建設関係社債	25,000	24,982	△17
(7) 道路建設関係長期借入金	20,230	20,230	—
負債計	77,545	77,528	△17

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

前連結会計年度（令和2年3月31日）

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 高速道路事業営業未収入金、(3) 未収入金及び(4) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、譲渡性預金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

- (1) 高速道路事業営業未払金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等及び(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 道路建設関係社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

- (6) 道路建設関係長期借入金

これらの時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

当中間連結会計期間（令和2年9月30日）

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 高速道路事業営業未収入金、(3) 未収入金、(4) 未収還付法人税等及び(5) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、譲渡性預金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

- (1) 高速道路事業営業未払金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等及び(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 道路建設関係社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

- (7) 道路建設関係長期借入金

これらの時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
非上場株式	309	293

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (令和2年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上 額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表計上 額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	100	91	△8
	(3) その他	—	—	—
	小計	100	91	△8
合計		100	91	△8

当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	100	99	△0
	(3) その他	—	—	—
	小計	100	99	△0
合計		100	99	△0

2. その他有価証券

前連結会計年度（令和2年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	45,000	45,000	—
	小計	45,000	45,000	—
合計		45,000	45,000	—

当中間連結会計期間（令和2年9月30日）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	25,000	25,000	—
	小計	25,000	25,000	—
合計		25,000	25,000	—

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「高速道路事業」、「受託事業」を中核として事業活動を展開しており、当社及びグループ会社の事業の種類別の区分により、経営を管理しております。

したがって、当社グループにおける事業セグメントは、事業の種類別セグメントにより識別しており、「高速道路事業」及び「受託事業」の2つを報告セグメントとしております。

「高速道路事業」においては、阪神高速道路の新設、改築、修繕その他の管理等を実施しております。「受託事業」においては、国、地方公共団体等の委託に基づき道路の新設、改築等を実施しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結財務 諸表計上額 (注) 3
	高速道路事業	受託事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	104,059	2,426	106,485	2,157	108,643	—	108,643
セグメント間の内部 売上高又は振替高	55	—	55	32	88	△88	—
計	104,115	2,426	106,541	2,190	108,731	△88	108,643
セグメント利益又は損 失（△）	5	△17	△12	325	313	—	313
セグメント資産	200,290	4,978	205,268	8,143	213,411	52,636	266,048
その他の項目							
減価償却費	2,602	—	2,602	189	2,791	615	3,407
持分法適用会社への 投資額	214	—	214	—	214	—	214
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	588	—	588	299	888	257	1,145

（注）1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない休憩所等事業、駐車場事業、道路マネジメント事業等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

（1）売上高の調整額△88百万円は、セグメント間取引消去であります。

（2）セグメント資産の調整額52,636百万円は、全社資産であり、その主なものは各事業共用の固定資産、余剰運用資金等であります。

（3）減価償却費の調整額615百万円は、各事業共用の固定資産の減価償却費であります。

（4）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額257百万円は、各事業共用の固定資産の設備投資額であります。

3. セグメント利益又は損失（△）は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結財務 諸表計上額 (注) 3
	高速道路事業	受託事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	86,283	3,901	90,184	2,107	92,292	—	92,292
セグメント間の内部 売上高又は振替高	62	—	62	40	103	△103	—
計	86,346	3,901	90,247	2,148	92,395	△103	92,292
セグメント利益又は損 失（△）	1,288	△30	1,257	290	1,548	—	1,548
セグメント資産	96,518	5,067	101,585	8,916	110,502	54,228	164,730
その他の項目							
減価償却費	2,800	—	2,800	180	2,981	612	3,593
持分法適用会社への 投資額	181	—	181	—	181	—	181
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	2,135	—	2,135	334	2,469	353	2,823

（注） 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない休憩所等事業、駐車場事業、道路マネジメント事業等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

- （1）売上高の調整額△103百万円は、セグメント間取引消去であります。
- （2）セグメント資産の調整額54,228百万円は、全社資産であり、その主なものは各事業共用の固定資産、余剰運用資金等であります。
- （3）減価償却費の調整額612百万円は、各事業共用の固定資産の減価償却費であります。
- （4）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額353百万円は、各事業共用の固定資産の設備投資額であります。

3. セグメント利益又は損失（△）は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	高速道路料金収入	道路資産完成高	その他	合計
外部顧客への売上高	90,710	13,145	4,788	108,643

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	13,145	高速道路事業

II 当中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	高速道路料金収入	道路資産完成高	その他	合計
外部顧客への売上高	77,000	9,092	6,199	92,292

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

（単位：百万円）

	高速道路事業	受託事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	—	—	92	—	92

（注）「その他」の金額は、休憩所等事業等に係る金額であります。

当中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

（単位：百万円）

	高速道路事業	受託事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	—	—	28	—	28

（注）「その他」の金額は、休憩所等事業等に係る金額であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和2年9月30日)
1株当たり純資産額	2,680.73円	2,739.54円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	53,614	54,790
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
(うち非支配株主持分(百万円))	(—)	(—)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (百万円)	53,614	54,790
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数(千株)	20,000	20,000

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
1株当たり中間純利益	7.58円	46.07円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(百万円)	151	921
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 (百万円)	151	921
普通株式の期中平均株式数(千株)	20,000	20,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

多額な社債の発行

当社は、令和2年4月27日開催の取締役会の決議（社債950億円以内）に基づき、令和2年10月14日に以下の条件で社債を発行しております。

区分	阪神高速道路株式会社第23回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）
発行総額	金350億円
利率	年0.050パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	額面100円につき金100円
払込期日	令和2年10月14日
償還期日	令和6年12月20日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金に充当
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による併存的債務引受条項付

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当中間会計期間 (令和2年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	37,641	6,201
高速道路事業営業未収入金	49,897	31,343
未収入金	5,042	2,607
未収還付法人税等	99	—
未収消費税等	—	4,732
有価証券	45,000	25,000
仕掛道路資産	25,741	31,169
貯蔵品	205	216
受託業務前払金	3,074	2,634
前払費用	71	197
その他	809	1,470
貸倒引当金	△9	△6
流動資産合計	167,574	105,566
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,889	1,898
減価償却累計額	△677	△705
建物（純額）	1,211	1,192
構築物	19,163	18,891
減価償却累計額	△9,461	△9,561
構築物（純額）	9,701	9,330
機械及び装置	54,838	55,458
減価償却累計額	△37,973	△38,991
機械及び装置（純額）	16,865	16,466
車両運搬具	238	238
減価償却累計額	△178	△189
車両運搬具（純額）	59	48
工具、器具及び備品	331	337
減価償却累計額	△251	△249
工具、器具及び備品（純額）	80	87
リース資産	158	158
減価償却累計額	△10	△20
リース資産（純額）	148	138
建設仮勘定	3,028	3,075
有形固定資産合計	31,095	30,339
無形固定資産		
ソフトウェア	1,094	972
その他	1	1
無形固定資産合計	1,096	973
高速道路事業固定資産合計	32,191	31,313

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当中間会計期間 (令和2年9月30日)
関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,425	1,425
減価償却累計額	△351	△372
建物（純額）	1,074	1,052
構築物	115	115
減価償却累計額	△41	△44
構築物（純額）	74	71
機械及び装置	0	0
減価償却累計額	—	—
機械及び装置（純額）	0	0
車両運搬具	0	0
減価償却累計額	△0	△0
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品	84	84
減価償却累計額	△83	△83
工具、器具及び備品（純額）	1	0
土地	1,838	1,838
建設仮勘定	11	17
有形固定資産合計	2,999	2,980
無形固定資産		
ソフトウェア	0	0
無形固定資産合計	0	0
関連事業固定資産合計	2,999	2,980
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	4,960	4,965
減価償却累計額	△2,164	△2,259
建物（純額）	2,795	2,706
構築物	74	74
減価償却累計額	△44	△46
構築物（純額）	29	27
機械及び装置	0	0
減価償却累計額	△0	△0
機械及び装置（純額）	0	0
工具、器具及び備品	764	760
減価償却累計額	△445	△466
工具、器具及び備品（純額）	319	294
土地	1,116	1,116
リース資産	226	226
減価償却累計額	△114	△136
リース資産（純額）	112	89
建設仮勘定	165	271
有形固定資産合計	4,538	4,504
無形固定資産		
ソフトウェア	1,141	963
その他	0	0
無形固定資産合計	1,142	963
各事業共用固定資産合計	5,680	5,468
その他の固定資産		
有形固定資産		
土地	1,985	1,984
有形固定資産合計	1,985	1,984
その他の固定資産合計	1,985	1,984

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当中間会計期間 (令和2年9月30日)
投資その他の資産		
繰延税金資産	424	—
その他	1,372	1,350
貸倒引当金	△20	△21
投資その他の資産合計	1,775	1,328
固定資産合計	44,632	43,075
資産合計	※1 212,207	※1 148,641
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	43,095	15,311
短期借入金	—	81
未払金	2,751	2,558
リース債務	59	49
未払費用	289	510
未払法人税等	255	376
未払消費税等	11,380	11,324
受託業務前受金	717	2,491
前受金	22	251
預り金	14,204	10,059
賞与引当金	758	858
その他	1,556	1,543
流動負債合計	75,091	45,420
固定負債		
道路建設関係社債	※1 65,000	※1 25,000
道路建設関係長期借入金	15,000	20,230
リース債務	191	168
繰延税金負債	—	92
受入保証金	1,363	1,363
退職給付引当金	15,083	14,892
役員退職慰労引当金	38	6
ETCマイレージサービス引当金	5	4
固定負債合計	96,683	61,758
負債合計	171,774	107,178
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金		
資本準備金	10,000	10,000
資本剰余金合計	10,000	10,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	133	131
高速道路事業別途積立金	10,838	10,756
安全対策・サービス高度化積立金	5,994	5,992
繰越利益剰余金	3,465	4,582
利益剰余金合計	20,432	21,462
株主資本合計	40,432	41,462
純資産合計	40,432	41,462
負債・純資産合計	212,207	148,641

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
高速道路事業営業損益		
営業収益		
料金収入	90,710	77,000
道路資産完成高	13,145	9,092
受託業務収入	0	0
その他の売上高	2	2
営業収益合計	103,857	86,096
営業費用		
道路資産賃借料	70,455	56,413
道路資産完成原価	13,145	9,092
管理費用	20,419	19,543
受託業務費用	0	0
営業費用合計	104,020	85,050
高速道路事業営業利益又は高速道路事業営業損失 (△)	△162	1,046
関連事業営業損益		
営業収益		
受託業務収入	2,426	3,901
駐車場事業収入	295	291
休憩所等事業収入	36	28
その他営業事業収入	419	365
営業収益合計	3,177	4,586
営業費用		
受託業務費用	2,443	3,931
駐車場事業費	118	118
休憩所等事業費	46	33
その他営業事業費	450	366
営業費用合計	3,058	4,450
関連事業営業利益	118	136
全事業営業利益又は全事業営業損失 (△)	△43	1,182
営業外収益	※1 618	※1 571
営業外費用	※2 7	※2 8
経常利益	567	1,744
特別利益	※3 0	—
特別損失	※4 105	※4 1
税引前中間純利益	461	1,742
法人税、住民税及び事業税	7	195
法人税等調整額	14	516
法人税等合計	22	712
中間純利益	439	1,030

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							純資産 合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				株主資本 合計		
		資本準備金	その他利益剰余金						利益剰余金 合計
			固定資産 圧縮積立金	高速道路 事業 別途積立金	安全対策・ サービス高 度化積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	10,000	10,000	138	12,181	6,309	1,509	20,138	40,138	
当中間期変動額									
固定資産圧縮積立金の 取崩			△2			2	－	－	
別途積立金の取崩				△1,342	△314	1,657	－	－	
中間純利益						439	439	439	
当中間期変動額合計	－	－	△2	△1,342	△314	2,099	439	439	
当中間期末残高	10,000	10,000	136	10,838	5,994	3,608	20,578	40,578	

当中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							純資産 合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				株主資本 合計		
		資本準備金	その他利益剰余金						利益剰余金 合計
			固定資産 圧縮積立金	高速道路 事業 別途積立金	安全対策・ サービス高 度化積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	10,000	10,000	133	10,838	5,994	3,465	20,432	40,432	
当中間期変動額									
固定資産圧縮積立金の 取崩			△2			2	－	－	
別途積立金の取崩				△82	△2	84	－	－	
中間純利益						1,030	1,030	1,030	
当中間期変動額合計	－	－	△2	△82	△2	1,117	1,030	1,030	
当中間期末残高	10,000	10,000	131	10,756	5,992	4,582	21,462	41,462	

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

（時価のないもの）

移動平均法による原価法によっております。

（2）たな卸資産

評価基準は主として原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

仕掛道路資産

個別法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

貯蔵品

主として個別法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

構築物 5～60年

機械及び装置 5～17年

また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

（3）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

（3）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

（4）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(5) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高

工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当中間会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

当中間会計期間の繰延税金資産の回収可能性の判断等の会計上の見積りにおいては、中間財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、当事業年度末にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響による営業収益の減少が継続するとの一定の仮定をおいたうえで慎重に検討しております。

(中間貸借対照表関係)

※ 1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、以下の社債について、当社の総財産を担保に供しております。

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当中間会計期間 (令和2年9月30日)
道路建設関係社債	65,000百万円(額面 65,000百万円)	25,000百万円(額面 25,000百万円)

なお、上記に加えて、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債155,000百万円(額面)(前事業年度115,000百万円(額面))について、当社の総財産を担保に供しております。

2 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当中間会計期間 (令和2年9月30日)
(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	15,000百万円	15,000百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当中間会計期間 (令和2年9月30日)
(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	121,000百万円	161,000百万円

なお、上記引渡しにより、以下の債務が減少しております。

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当中間会計期間 (令和2年9月30日)
道路建設関係社債	115,000百万円	40,000百万円
道路建設関係長期借入金	65,872	—

(中間損益計算書関係)

※1 営業外収益のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
受取配当金	486百万円	332百万円
有価証券利息	1	0
受取利息	0	0
土地物件貸付料	16	15
原因者負担収入	7	6
工事負担金等受入額	85	183

※2 営業外費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
支払利息	4百万円	4百万円
寄付金	1	2

※3 特別利益のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
固定資産売却益	0百万円	一百万円

※4 特別損失のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
減損損失	91百万円	1百万円
固定資産除却費	14	0
固定資産売却損	—	0

5 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
有形固定資産	2,494百万円	2,632百万円
無形固定資産	345	376

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式383百万円、当中間会計期間の中間貸借対照表計上額は子会社株式383百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(重要な後発事象)

多額な社債の発行

当社は、令和2年4月27日開催の取締役会の決議（社債950億円以内）に基づき、令和2年10月14日に以下の条件で社債を発行しております。

区分	阪神高速道路株式会社第23回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）
発行総額	金350億円
利率	年0.050パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	額面100円につき金100円
払込期日	令和2年10月14日
償還期日	令和6年12月20日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金に充当
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による併存的債務引受条項付

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から当半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 発行登録書（普通社債）及びその添付書類
令和2年5月11日近畿財務局長に提出
- (2) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第15期）（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）令和2年6月29日近畿財務局長に提出
- (3) 訂正発行登録書（普通社債）
令和2年8月11日近畿財務局長に提出
- (4) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付書類
令和2年10月2日近畿財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した第18回ないし第20回、第22回及び第23回社債（いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）（以下これらを総称して「当社債」といいます。）には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により併存的に債務引受けされることとなるため、機構に係る情報の開示を行うものです。

なお、第18回ないし第20回社債は、機構により併存的に債務引き受けされております。

- （注） 1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路であって、大阪市の区域、神戸市の区域並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するものをいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

〈対象となる社債〉

(令和2年12月22日現在)

有価証券の名称	発行年月日	発行価額の総額(百万円)	上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名
阪神高速道路株式会社第18回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(注1)	平成30年2月27日	10,000	非上場
阪神高速道路株式会社第19回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(注2)	平成30年10月12日	40,000	非上場
阪神高速道路株式会社第20回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(注1)	平成31年2月26日	30,000	非上場
阪神高速道路株式会社第22回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	令和2年2月27日	25,000	非上場
阪神高速道路株式会社第23回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和2年10月14日	35,000	非上場

(注) 1. 令和2年3月31日付で機構により併存的に債務引き受けされております。
2. 令和2年9月30日付で機構により併存的に債務引き受けされております。

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

当半期報告書提出日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地
神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
子会社及び関連会社はありません（令和2年9月30日現在）。
- ④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くとされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。
なお、役員の任期は以下のとおりです。
理事長・・・令和4年3月31日まで（中期目標の期間の末日まで）
理 事・・・令和3年9月30日まで（2年）
監 事・・・令和3年度の財務諸表承認日まで（中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで）

⑤ 資本金及び資本構成

令和2年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	5,649,107百万円
政府出資金	4,118,928百万円
地方公共団体出資金	1,530,178百万円
II 資本剰余金	840,924百万円
資本剰余金	899百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
その他行政コスト累計額	△10,907百万円
減価償却相当累計額（△）	△8,775百万円
減損損失相当累計額（△）	△2,061百万円
除売却差額相当累計額（△）	△70百万円
III 利益剰余金	7,134,870百万円
純資産合計	13,624,902百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
 - (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - (ii) 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、当社又は首都高速道路㈱に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
 - (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vi) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路のうち当該高速道路と道路（高速道路を除きます。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vii) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、当社又は首都高速道路㈱に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (viii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
 - (ix) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、特措法及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
 - (x) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号）に規定する業務
 - (xi) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
 - (xii) 上記（xi）の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させる業務
- (c) 事業にかかわる関係法令 機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。
 - (i) 機構法
 - (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
 - (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
 - (iv) 通則法
 - (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
 - (vi) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより令和47年9月30日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められておりましたが、平成27年7月に国土交通省が、機構及び高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検」をとりまとめております。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和2年12月15日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 俊介 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福竹 徹 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、阪神高速道路株式会社及び連結子会社の令和2年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、

分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和2年12月15日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 俊介 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福竹 徹 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、阪神高速道路株式会社の令和2年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連

する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。